

生物資源へのアクセス、持続可能な利用、利益の配分に関する国家政策

国家政策の必要性

スリランカは生物多様性に富んだ国として評判であるが、国として、乱獲とバイオパイラシーの脅威にさらされている。

国の法的支援がないことから、適切な許可を得ない生物資源の乱獲と輸出を止めることが非常に困難になっている。生物学的および遺伝的資源から生じる利益を得るには、法的に認められた合意によるアクセスを許可する必要がある。

国の要件を満たすために、環境天然資源省によって物質移動合意書の草案が作成された。ただし、物質移動合意書には、それを作成および管理するための規則、原則、および手順が含まれていないことから、生物資源へのアクセスと利益の配分に関する明確な政策が必要となる。

上に挙げた状況の多くは、既存の法的枠組みではカバーされていないように見える。スリランカ政府がアクセスを規制したいのであれば、上記の問題にどのように対処するかを検討する必要がある。オプションとしては、1つの枠組み法を導入すること、あるいは、既存の法律の下に規則を導入することが考えられる。

生物資源へのアクセスと利益の配分に関する国家政策は、現在および将来の世代の利益のために生物資源を保護するという政府のコミットメントを新たにすると同時に、透明性を確保しながら教育、商業および研究のためこの資源の持続可能な利用を保証することを目的としている。

国家政策は、生物資源の保全と持続可能な利用に関係するすべての関係者を拘束し、生物資源へのアクセスと利益の配分を管理する包括的な政策として機能する。

この政策は、生物資源を管理するすべての関連当局が、国に最大の利益をもたらすように資源を規制するための指針として使用される。

定義：

生物資源：人類への直接的、間接的、または潜在的な利用可能性を持つ生物多様性の構成要

素。

持続可能な利用：将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす利用。

保全：生物資源の固有の価値と社会の利益のための生物資源の賢明な利用と管理、その際、将来の世代は、私たち自身と同じくらいそれらの資源に対する権利を持っていることを念頭に置く。

国家政策

目標：生物資源の保全と持続可能な利用、およびそれらから生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保すること。

目的：

- 保護、研究、持続可能な利用、そして現在および将来の世代の幸福のための利益の配分を通じて、生物資源を保全すること。
- 生物資源へのアクセスを規制するための効率的かつ効果的なシステムを確立および管理し、これらの資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するように関係当局を指導すること。
- 生物資源の持続可能な利用と、生物資源および関連する伝統的知識の直接的および間接的な利用から生じる利益の衡平な配分を確保すること。
- 生物資源の金銭的および非金銭的使用から生じる利益を配分するためのメカニズムを開発すること。
- 権利と義務、手続き、利益のタイミング、利益の配分などを説明すること。
- 上記の目的を達成するために、関連する利害関係者間の協力と調整を促進すること。
- 生物多様性に関連する伝統的知識の保護を確実にすること。

原則：

- i. スリランカの生物資源に対する国家主権を確保する。
- ii. スリランカの生物資源の保護を確保する。
- iii. 国の利益のためにスリランカの生物資源へのアクセスを容易にし、持続可能な利用を促進する。
- iv. 生物資源の観点から、農民と地域社会の権利とニーズを認識する。
- v. アクセスは、事前の情報提供に基づく合意 (PIC) があり、相互に合意した条件 (MAT) に従ってのみ可能である。
- vi. 生物資源へのアクセスと利益の配分を規制するための効率的かつ効果的な立法メカニズムの実施を確保する。
- vii. 生物資源とそれに関連する伝統的知識から生じる利益は、それを保護している人やコミュニティと共有されることを確保する。
- viii. 生物資源へのアクセスと利用に関連するすべての研究および商業活動において、技術の移転が持続可能な方法で行われることを確保する。
- ix. 生物資源の研究の結果として共同またはその他の方法で取得された特許またはその他の知的財産権が、特許またはその他の知的財産権が取得されている製品または工程の開発のために使われた生物資源および知識の慣習的な使用を妨げないことを確保する。
- x. 国の生物資源は、それらに対する脅威に対処するために定期的に評価および監視される。脅威が発生した場合は、生息域内および生息域外でそれらを保護するための迅速な措置が講じられる。
- xi. 生物資源のアクセスと利益配分に関する研究、教育、認識を促進する。

ステートメント：

1. 生物資源へのアクセスと持続可能な利用を規制する適切な政策と法的措置を策定し、維持する。そして、それらから生じる利益の公正かつ衡平な配分をす

る。

2. 生物資源の利点を草の根レベルのコミュニティと共有して、保全を促進するメカニズムを開発および実施する。
3. スリランカのニーズ、特に食料と農業に役立つ生物資源を獲得する上で、スリランカと他の国との間の調和を確認し、促進する。
4. コミュニティーに、保全が必要な貴重な生物資源を特定することを奨励し、コミュニティに適切な技術を提供する。

最終更新日：2013年10月21日（月）08:58